



まこと
誠ハス

ハスの花は朝いっせいに開花します。特に日の出のころは朝日に映えて、よりいっそう美しさを増します。内浦のハス畑もやわらかなピンク色の花が畑一面を覆っています。ここには毎日多くの人が朝早くからカメラ片手に見にいられています。「私は毎年見にきています。今日は親類といっしょにきました。来るたびに感動しています」と北九州若松区のTさん。

合併協議会の設置を求める決議	… 2・3 ページ
連合審査会・一般質問	…………… 4 ページ
臨時会・定例会報告	…………… 8 ページ
設置を求める決議	…………… 9 ページ
議会ひろば	…………… 10 ページ

協議会の設置を求める決議」

あなたはどう思われます

7月15日の臨時会で、「三町合併協議会の設置を求める決議」が十二名の議員により提出されました。この決議に対し多くの質疑がありましたのでその概要を紹介いたします。

提出者説明

合併協議会の設置の目的・必要性は決議文が示すとおりである。ところで合併を選択するということは大変厳しい道である。しかし、住民の期待に応えて行くとなればこの道を選ばなければならぬ。また合併を掲げても協議をしなければ目標に到達することは出来ない。この決議文は三町に合併の協議の場所を設定してほしいとの要請文である。

質疑

① 決議文の中に協議会設置議案を早急に提案するようになってい

るが法定協議会のことなのか。

② 三町合併協議会を設置し何を協議するのか。

③ 決議文に「行政的、歴史的、文化的にもつながりが深い三町」とあるが何の深いつながりがあるのか。

④ 「機が熟し、すべての条件が整った今」とあるが何が整ったのか。

⑤ 三町合併に向けて十四名の議員が調査・研究するといわれていたが、どのような調査・研究をされてきたのか。

⑥ 6月21日、町長と十四名の議員とで懇談会をするようになっていたが今日まで何もされていない。それにも関わらず急に決議文を出すことの考えを聞きたい。

⑦ 14年6月議会でも町長は四町合併をいわれている。この決議文を出す前に町長に対して精力的に意見すべきではなかったのか。

提出者 ①の質問に対しては法定協議会を要請している。

②合併に向けて各町さまざま条件や規模等があり、合致するかどうかなどを協議していく。

③行政的、歴史的、文化的にもつながりが深い三町としているが芦屋町がつながりがないとは言っていない、同じように遠賀郡四町は深いつながりがある。遠賀郡は四町であり、足並みをそろえて一体となるのが望ましいが、まず三町が一緒になって、将来芦屋町も入って一本化になるような環境づくりをしていきたい。

④遠賀郡は議長会を中心にして「遠賀郡を考える会」を十数年前に発足した。この中で遠賀郡は一体となるべきであるとの経過がある。このような中、国は合併支援策を積極的に展開している。平成17年度という期限を設定して国、県は財政的支援をしている。現在、全国的に合併の気運が高まり、福岡県下でも多くの市町村

合併の動きがある。こうした中、この決議文を提出した。

⑤ 研究会をたちあげて何も調査・研究はしていないが、協議会を早急にたちあげて、協議する中で岡垣町の言い分、立場などを伝えていきたい。

⑥ 6月21日協議会の設置について町長に申し入れたが、6月27日に三町長と合う約束があり、よく相談してくるとの返事であった。しかし、町長から何も返事がなかったのでこの決議文を出すこととなった。

⑦ 3月議会でも町長は四町合併と言われ、合併の必要性も述べられ私たちが遠賀郡四町を望んでいる。その前提として、まず三町がアクションを起こし、よい環境をつくり、その後四町が一体化していくとの考えである。

質疑

疑 漁協や基地の関係で芦屋町が一番つながりがあるのではないのかと考える。また調査・研究をしないでこの決議文を出すことは間違っているのではないのか。

提出者

芦屋町が一番深いつながりがあるのではないのかに対し、私もそのように思う。しかし他の二町が浅いというわけではない。四町が一体となって進むべきと考えている。

質疑

四町が政治的・歴史的・文化的に深いつながりがあるのなら決議文を四町に修正する必要があるのではないのか。

提出者

四町と書きたいが、芦屋町が昨年離脱している。芦屋の町長、議会、町民が改めて遠賀郡四町一体でいくことを言わないと決議文に入れることは出来ない。

質疑

疑 すべての合併に反対しないが、国が合併を地方自治体に押し付けることは反対である。合併することで住民の福祉がよくなることは疑問である。決議文に日本経済は低迷しているとあるが原因は何か。また国税、地方税の激減は日本経済の低迷のほかに何か原因があるのではないのか。憲法で保障された地方自治の本旨から

地方自治法や地方交付税法があるが、この点から考えて地方交付税の削減についてどのように認識しているのか。合併は本当に避けて通れないと住民が判断しているのか。

提出者

地方自治体は地方自治法にもとづいて政治を行い、住民福祉に努め、最少の経費で最大の効果をあげるとなっている。国が地方交付税を削減することは大変な問題であるが、国の財政も大変苦しいことも理解すべきではないのか。また合併については住民の意思を尊重し実施すべきであると考える。

「岡垣町・水巻町・遠賀町合併 が賛成多数で可決 あ

質 財政運営については、合併も一つの方法であるが、経済の低迷、国税・地方税の激減がなせ起こっているのか、まずこのようなことから考えていくべきではないのか。四町合併を考えるならば本当に確信を持って最大の努力をして、四町が一致のところで考えるべきである。

提出者 地方自治体は自立が基本である。地方の議員は住民の幸福を期することが責務であり、努力していかなければならない。四町が一体となることが望ましいが、まず三町が一定の方向を出し、その後に芦屋町が加わり、遠賀郡の町民の幸せを考えていく。

質 国は自立を勧めているにもかかわらず、交付税を削減すると言っている。大きな矛盾であり、大きな問題である。まず国の考えをあらためさせることが先であり、住民が本当に望んでいることを大切に、住民が納得いくようにしなければならぬ。

提出者 国・県も地方交付税について努力してもらう必要がある。自主自立の努力が必要であり、合併については第一に住民の意見を十分に尊重したい。

質 疑 合併については反対ではないが、慎重に取組む必要がある。住民の声をよく聞くことが大切である。決議文を出すに当たって住民説明会の内容を聞いて出されたのか。また6月27日（三町長の懇談）の内容をよく聞いて決議文を出すべきではなかったのか。決議文に三町長の協議の場を設定と書いてあるが、まず当町の町長の考えをよく聞くべきではないのか。六者会（三町の町長・議長会）の会合の内容を聞かせてほしい。当初賛成者は十四人いたが、十三人になってるのはなぜか。岡垣町が先に決議文を出して、他の二町は出方を待っているのではないのか。

提出者 任意協議会の意見は参考にしていない。六者会の内容は出席していないからわからない。十四人から減った理由としては、人それぞれ考えがある。岡垣町の出方を見ていることについては、三町議長会で決定したことで、他の二町も決議文を提出するようになっていた。たまたま岡垣の臨時会が他の二町より早かっただけ。

質 疑 六者会に出席していないからわからない、では済まされない。知っておくべきではないのか。任意協議会の住民説明会の内容については調査していない。調査は大事ではないのか。

提出者 四町の任意協議会の反省を踏まえてと言われたが、四町の任意協議会は成立しなかった。六者会の話は部分的には聞いているが、直接聞いていないのでここで話すことは出来ない。

質 疑 四町合併について長年にわたって調査・研究が行われて

きたが、住民の合意なしで進められてきた。ここが一番の問題であった。提出者は住民の合意なしに三町合併は進められないといわれたが、そうであればもっと住民に資料を提供し、合併論議が住民の中から起こるような方策が求められているのではないのか。合併特例債などで合併を急ぐと言うが、やはり住民が理解することが一番ではないのか。

提出者 各町は基本構想、基本計画に基づいてまちづくりを進めている。この中、国の財政事情が悪く、交付金が削減され、町財政は苦しくなっている。まちづくりを進めるためにはあらゆる補助金、交付金を利用していく必要があるが、合併特例債が受けられる17年という期限があれば利用することが大事である。住民に対する説明については協議会の中で各町がもっている基本的な将来像、将来計画などを持ち寄って協議し、住民が納得いくように十分な説明を行い、また住民の声も十分に聞いて立ち上げていく。

質 疑 自治省は補助金・交付金や交付税の削減をちらつかせアメとムチの政策を行っている。国は財政支出を少なくするために合併を進めていることも一つである。住民の地方自治から離れて進められているところに問題がある。また来年4月までには合併を終わらせ、議員の任期を二年間延長しようという話を聞く。これでは住民に支持されない。まだ決議文を出す段階ではない。住民の意見を十分に聞いて進めていくことが先ではないのか。

提出者 合併特例債は財政的にも必要である。来年4月までに合併するということは誰も言っていない。住民に対する説明は大切であり、協議会のなかで各町が抱えている問題をすり合わせながら実施していく。今回の決議は地方自治法第二百五十二条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて行っている。

質 疑 町長と相談、議論するということがあったが、されてない。合併は時期尚早ではないかと思う。もっと町長、住民と話す必要があるのではないのか。この決議文を見るかぎり町長を孤立させるのではないかと思う。

提出者 町長との懇談については日程の関係で出来なかった事はお詫びする。この決議は三町がいっしょに提出している。三町長の会議の場を設定してもらうことについての要請だから、町長を孤立させるものではない。何度も言うように住民説明は行う。

※決議文は9ページに掲載



山田 隆一議員

「いこいの里」の風呂の時間延長について

問 「いこいの里」の風呂の利用時間延長を、12月の連合審査のなかで質問したがその後の経過についてたずねる。

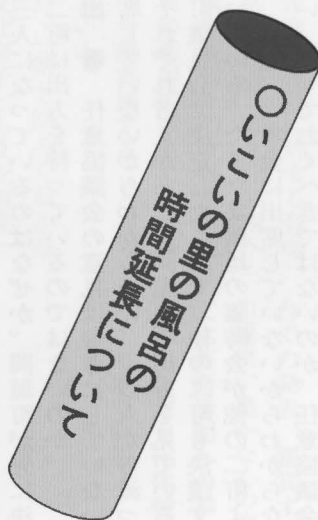
答 延長の方向で誠意検討中である。現状は飲酒を容認しているため、トラブルが絶えず苦慮している。また財政的にも負担がかかるので検討が必要である。

問 延長するにあたっては人員の配置も含めて検討すべきと思うがどうか。

答 前向きに検討する。

問 芦屋の入浴施設「花ゆうゆう」も閉鎖し、利用者も増えていると思う。早急に検討願いたい。

答 本年10月を目途にして考える。



一 般 質 問

下戸切の安全対策について

問 戸切橋より、JRガード下までの離合場所について、その後の進捗状況はどのようになっているのか。

答 折尾警察署と協議している。

問 昨年12月定例会では公安委員会の意向を確認してから検討、3月に県の

戸切川改修工事が予定されているので現在はできない、との答弁だったが、時間がかなりすぎた。

答 戸切川改修期成同盟会に前倒しをお願いしている。

- 下戸切の安全対策について
- 金比羅山の環境問題について
- 「いこいの里」の入浴時間延長について



下川路 勲議員

問 道幅を広くしてほしいとは言っていない。道の「側面」の活用を言っている。

答 県と協議をしている。

問 金比羅山の花見の時期になると仮設トイレが設置されている。その土地の所有者は誰で、許可を得て置いているのか。

答 白峯神社の土地で、お世話をしていただいている四区長の了解で置いている。

問 お世話されている区より、地権者の了解を得るのが先ではないのか。白峯神社なら高倉神社の了解が必要だと思いが。

答 四区の区長を代表して海老津区長に高倉神社に行つて



もらうようお願いしている。

問 区長ではなく担当課がなぜ行かないのか。仕事に対する熱意が感じられない。

「いこいの里」の入浴時間延長について

問 勤務時間・飲酒のトラブル等で困難なところもあるとのことだが、延長はできないのか。

答 10月ごろまでには延長を考えている。

問 早急な対応を望む。



竹内 和男議員

三町合併問題について

問 平成13年12月定例会、14年3月定例会での合併についての質問後、明らかに議会の状況は三町先行合併に向けた段階に入ったと判断するが、町長の見解を求めらる。

答 私は公

約の中で四町合併を掲げ、町民の信託を受け町長に就任した。合併については、遠賀郡域を単位とするという考え方から四町合併が基本であると認識している。遠賀郡以外の動きとして、中間市でも合併特別委員会が設置されている。岡垣町に対しても本年5月13日に中間市長と助役が来庁され、遠賀郡合併に加えてほしい旨、口頭による申し入れがあり、また、6月には正式に調査資料作成についての協力依頼がなされており、

すでに具体的な調査表もきている。

先の3月議会での答弁で合併についてはいろいろな選択肢を含めて検討したいと答えている。

岡垣町民の福祉の向上を推進するため、今後遠賀郡四町の合併について十分な調査・検討を行うとともに各町との意見交換、調整に努力していく。

三町合併問題について

○支援費制度及び障害者相談支援センターについて
○商工会発行の商品券について

支援費制度及び障害者相談支援センターについて

支援費制度並びに障害者相談支援センターはどのようなになっているのか。

答 6月24日に、県から

支援費制度の事務説明会を受けて、今後円滑に事務を進める。また障害者相談支援センターの

運営実態を把握し、より良い福祉事業の運営に努めたい。

商工会発行の商品券について

問 昨年度に続き商工会が企画されている、プレミアムつき商品券発行事業について、もう少し支援をしていく考えはないのか？

答 プレミアム部分の200万円を補正予算で提案しているが、今後の増額については今年の実績などを研究して決定したい。今は白紙である。



県北部における遠賀郡と交通体系図



木原 信次議員

海老津駅南側の開発促進について

問 町が自主財源を確保し、自立するため、駅南側の開発を基本計画にかかげている。どのように進めるのか。

答 海老津宝地区から上海老津側に道路を通す。また、(仮称)海老津・遠賀線の実現を図る。

問 旧住宅団地(高陽団地等)の再生について

答 旧住宅団地の再生及び道路建設には多額の資金が必要である。予算はどのようになっているのか。

答 計画達成は平成22年までが目標である。

問 これから情報センター、町営住宅、都市計画道路、こども未来館の建設などで多額の費用がかかり、先送

り事業もある。予算の裏付けがされていない。合併による特例交付金がある。これを利用して目的を達成する考えはないのか。

答 現在その考えはない。

○海老津駅南側の開発促進について
○旧住宅団地(高陽団地等)の再生について

町の合併について

問 町長は選挙で合併促進を訴えた。しかし、今日はまちづくりを一町で行いたいように見える。町民に合併なしで、岡垣町単独で行政を進める、と説明したらどうか。

答 遠賀郡四町合併を考えている。

問 遠賀郡の一本化に向けて若屋町を除いた三町先行による合併を促進すべきではないのか。

答 総合計画の中でも「厳しい財政事情のもと、これまで以上の質量のサービス供給が求められているときに、大切なのはそれぞれの自治体が自己の利害にとらわれることなく、合併の問題を論じることが必要です」とある。若屋町に働きかけをしているのか。

答 いろいろな人達と話している。



海老津駅南側の開発促進が待たれる

答 四町同時合併が必要だと考えている。



平山 弘議員

介護保険の要介護認定者の税控除について

問 所得税法施行令第十条により、町長の認定書があれば要介護者は税控除二十七万円、特別控除四十万円を受けられる。

答 町長は町民へ周知徹底する考えはあるのか。

問 認定書の申請が出されたら、医師の証明など事実確認により、認定書を交付するようになっていく。

答 認定判断基準が明確でなく困窮している。

問 医師の判断を仰ぐのか。

答 申請書に医師の判断を添付してもらい、民生委員なり、担当課が個々に面談して、障害者と同等とみなせば町長名で認定書を出す。

すことになる。

問 障害者手帳は何級まであるのか。

答 一級から六級まである。

問 国税庁は、要介護一と障害者六級とは限りなく近いと、見解を示している。

答 介護保険で要介護認定審査会にどのような方々が携わっているのか。

問 医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、施設職員が携わっている。

答 そうだとすれば、医師の判断を仰ぐ必要がないのではないのか。

問 要介護認定の基準を税務署とすり合わせ協議する。障害者の等級と要介護度が一定の基準ですり合わせが可能であればその基準をもって今後住民にPRしていきたい。

答 福岡県厚川町では町



ケアマネジメント講演会

○介護保険の要介護認定者の税控除について

長が要介護者二百四十人に認定書を発行している。春日市、直方市、小竹町も窓口申請書を置いて、申請されると認定書を出している。同じ国民でありながら市町村長が認定書を出ささないか、町長の判断いかんによって町民が不利益をこうむっている。国税を納める義務もあり、控除を受ける権利もある。義務と権利が行使できるようにして、町民の不利益をカバーしていただきたい。

答 国税の認められている権利として受けとめ、適用できるように税務署と協議していく。



大堂 圀治議員

行政改革パートI 町行政評価システムの確立について

問 第三次行政改革が答申され、内容は重大な課題が多く、実行推進にあたっては困難が予想される。町長の決意を聞きたい。

答 住民と行政の「協働」でなんとか成し遂げたい。

問 改革の目標年度と手法はどのように考えているのか。

答 平成17年度を実現目標とし、緊急性、優先度を考慮しながらプロジェクトチームを結成し、推進していきたくと考えている。

問 事務事業評価や事業説明責任制度の導入システムの確立にあたっては、新制度を構築することになるが、何を参考にして取り組むのか。

答 県の運用マニュアルや先進地の事例等を参考に

○町行政評価システムの確立について
○文化財の管理や活用について

してつくりあげたいと思っ

問 正しく、公平に評価するためには第三者機関の設置が必要と思うがどうか。

答 現状では一つの大きな課題としてとらえている。

問 まず行政改革の急務として、現在12月に実施している決算認定を9月に早め、実績を来年度予算編成に活かすことが改革の第一歩と考えるがどうか。

答 同感である。平成14年度決算については、15年9月から実施していきたい。

文化財の管理や活用について

問 町には貴重な多くの文化財があるが、管理や活用は不十分な実態であり、もっと文化行政のあり方について真剣に取り組む必要があると考えるがどうか。

答 第4次総合計画でもふるさと文化の創造を掲げている。関係先とも協力しながら努力していきたい。



貴重な文化財の数々

バス路線の総合的な検討を行い、住民が快適に生活できる交通基盤の整備拡充と促進についてたずねる。



バス利用者の数が減少している

答 今回、西鉄バスより岡垣町に関する路線の減便と、一部区間の廃止が申し入れされたが、現在、必要最小限のバス路線の確保、維持に向けて、県バス対策協議会及び北九州地区協議会で関係自治体と協議を進めている。



矢島 恵子議員

問 バス路線の総合的な検討を行い、住民が快適に生活できる交通基盤の整備拡充と促進についてたずねる。

答 今回、西鉄バスより岡垣町に関する路線の減便と、一部区間の廃止が申し入れされたが、現在、必要最小限のバス路線の確保、維持に向けて、県バス対策協議会及び北九州地区協議会で関係自治体と協議を進めている。

○快適な交通基盤づくりについて
○観光ネットワークづくりについて

問 観光資源の活用と、観光関連施設の整備と充実についてたずねる。

して、福祉バスを運行しているが、路線の一部廃止は大きな問題であると認識している。

福祉バスについては、西鉄バス路線との関係の中で大きな課題として早急に検討している。

問 観光資源の活用と、観光関連施設の整備と充実についてたずねる。

答 岡垣町の観光の目玉は美しい自然である。観光資源をもとに観光を産業に結びつけていく、そして産業として成り立つような施策を作っていきたい。

現在、「道の駅」の整備に向けて取組みを行っているが、この施策は本町の産業の振興を図る地域振興の拠点であると同時に、観光の拠点にもなる施設で、西部地域の自然景観と一体となった観光ゾーンが形成されるとともに、町内各所の観光関連施設との連携により、観光ネットワークを進めることが出来る。産業及び観光の振興を図るため「道の駅」の整備を優先的、重点的に取組む。

問 具体的啓発・広報活動とその視点、また偏見等が大きい歴史的背景は何か。

精神障害者保健福祉手帳制度は十分活用されているのか。ホームヘルプ事業等は緊急課題であり、家庭が崩壊するかどうかという切実な問題である。



久保田秀昭議員

問 具体的啓発・広報活動とその視点、また偏見等が大きい歴史的背景は何か。

答 啓発・広報活動はノーマライゼーションを実現し

問 8月からのホームヘルプ事業については評価するが、偏見などが非常に大きい。歴史的背景について再度たずねる。

ていくために不可欠な施策で、町広報等で行っていく。また引き続き継続して取組み、誤解や偏見の解消に努めたい。手帳の問題は身体障害者手帳と比較して交付状況は低いようで、現在医療機関等を通じて対象者へ周知が進められている状況である。ホームヘルプ事業は8月から実施したい。

問 8月からのホームヘルプ事業については評価するが、偏見などが非常に大きい。歴史的背景について再度たずねる。

答 障害がある人とならないとの意識の正常化に向けて政策を進めていきたい。答として不十分である。問題はこれまでの精神保健福祉施策（隔離施策）がもたらしたものだ。これを根本的に変えることが必要であり、これをふまえた啓発活動が必要である。強く要望しておく。

○精神障害者施策について

精神障害者保健福祉手帳

- 趣旨は・・・
精神障害のある方が一定の障害にあることを、証明するものです。この手帳を持っていることにより様々な支援が受けられますので精神障害のある方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。
- 対象者は・・・
精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップをもつ方で、申請する方に交付されます。入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。
(知的障害の方は、療育手帳制度がありますので含まれません。)
- 交付のための手続きは・・・
(1) 県知事が交付します。
(2) 申請は、精神障害者本人が行うことが原則ですが、家族等代理の方も可能です。
(3) 申請窓口は、お住まいの市町村精神保健福祉担当課となります。
(4) 申請に必要な書類は、
・申請書(市町村精神保健福祉担当課にあります。)
・診断書(市町村精神保健福祉担当課にあります。)—指定のものです。又は障害年金の年金証書の写し等
(5) 手帳には、氏名、住所、生年月日、性別及び障害等級、手帳の有効期限等が記載されます。
- 受け取りは・・・
申請手続きをした市町村精神保健福祉担当課です。
- 更新・・・
手帳の有効期限は2年です。申請に基づき2年ごとに障害の状態を再認定し、更新します。(3か月前から更新申請できます。)
- 障害等級など・・・
1級から3級まであります。非該当となった場合は、不承認通知書の交付となります。
- その他・・・
(1) 住所や氏名などが変更した場合は、変更届を提出してください。
(2) 手帳を紛失した場合は、再交付申請をしてください。





土屋 清資議員

文化芸術の振興について

問 文化芸術振興基本法が平成13年12月に公布されたが、町独自の条例制定、または基本方針の作成に取り組み考えはないのか。

答 第4次総合計画のなかで「ふるさと文化の創造」として掲げ、またエンゼルプランの中

でも「豊かな心づくり」として、文化芸術等の情操教育への支援を明確にしており、条例制定等については考えていない。

問 地域の新進文化人や芸術家、先進的なNPO等の団体との連携を図る考えはないのか。

答 法制上、財政上の措置を講じることが必要だが、国の施策も抽象的で努力目標をかかげている程度であり具体的な施策もない。

今後は国、県の動向を見ながら検討していきたい。

問 子どもの文化体験の推進についてはどのように考えているのか。

答 エンゼルプランの中で児童、生徒に対する音楽演劇等を通して文化芸術への情操教育への支援を教育環境の新規事業として企画し、今後実施することを考えている。

また、「第十回ふくおか県民文化祭子ども文化事業」

文化芸術の振興について



伝統的な文化芸能

を受けて実行委員会形式により、11月17日に講演を行います。これは地域と学校七校との連携企画によるものである。子どもたちの舞台での発表、鑑賞する機会の提供、豊かな心の育成や、文化芸術活動への参加意欲を促すなど文化体験を積極的に進めている。

第二回定例会

第三回臨時会

〈第二回定例会〉

第二回定例会は6月7日から6月21日までの十五日間で開催されました。審議内容及び結果は次のとおりです。

○岡垣町職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 可決

○岡垣町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 可決

○住居表示に伴う字の区域及び名称の変更について 可決

○岡垣町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について 可決

○平成14年度 岡垣町一般会計補正予算(第一号)

の結果報告

○平成13年度 岡垣町一般会計繰越明許費繰越計算書 報告

○平成13年度 岡垣町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 報告

○平成13年度 岡垣町農業及び漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書 報告

○平成13年度 岡垣町土地開発公社決算報告について 報告

○岡垣町議会会議規則の一部を改正する規則 可決

○福岡県立遠賀病院の存続を求める意見書 可決

請願・陳情

○福岡県立遠賀病院の存続に関する意見書の提出を求める請願書 採択

○有事法制の立法化をおこなわないよう政府に求める陳情書 継続審査

〈第三回臨時会〉

第三回臨時会は7月15日に開催され審議内容及び結果は次のとおりです。

○平成14年度 岡垣町一般会計補正予算(第二号) 可決

○農業委員会委員の推薦について 決定

○岡垣町・水巻町・遠賀町合併協議会の設置を求める決議 賛成多数可決

岡垣町・水巻町・遠賀町合併協議会の 設置を求める決議

今、全国各地で法定の合併協議会設置が相次いでいます。

バブル崩壊後の日本経済は低迷を続け、国税、地方税収入は激減し、地方自治体が頼りとする地方交付税の削減も始まり、市町村の行財政運営は非常に厳しい状況下に置かれています。

一方、地方分権の推進、少子高齢化の急速な進展、環境・情報化対策など、行政需要は増加し、住民に身近な基礎的自治体としての市町村の果たすべき役割は、ますます重要になってきました。

すでに、遠賀郡においては、昭和54年4月より単町では処理できない消防・ゴミ・し尿などの業務を広域処理し、また介護保険では広域連合に加入するなど効果的な行財政運営に努めています。

しかし、今後、厳しさを増す環境のもとで町の将来を展望した場合、「合併は避けて通れない」という共通認識が次第に高まってきております。

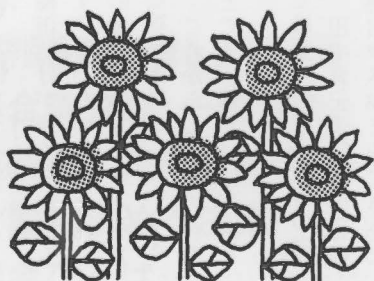
21世紀を迎え、遠賀郡100年の大計を考えるならば行政的にも、歴史的にも、文化的にもつながりの深い3町が長期的視点から遠賀郡の将来を見据え、後世の世代に悔いを残さないようにするために、議会と執行部が一丸となって大局的立場に立ち、合併へ向けた協議を積極的に進めなければなりません。従って、機が熟しすべての条件が整った今、法定の合併協議会設置の決断を先送りする事は出来ないと考えます。

よって本町議会は直ちに3町長の協議により、「岡垣町・水巻町・遠賀町合併協議会の設置」議案を早急に議会提案されるよう、強く要望いたします。

以上、決議する。

平成14年7月15日

福岡県遠賀郡岡垣町議会



占部延幸 企画政策室付「社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会事務局長」から議会事務局へ。
平成14年7月1日付



占部 延幸局長

川原勝博 議会事務局局長から企画政策室付「財岡垣サンリーアイ管理公社事務局長」へ。

人事異動

議会を傍聴して

議会傍聴のきっかけは、選挙管理委員会が主催する「まちの政治を見つめよう学級」に今年度より参加したことにある。年間の学習プログラムに添い、町の予算と主な事業、役場の組織と仕事のしくみ、ゴミの減量とリサイクル、第4次総合計画、選挙制度、情報公開条例などの学習に加えて、「議会傍聴」が大きなウエイトを占めている。よって議会へ足を運ぶこととなった。まず最初に感じたことは議場の赤いジュウタンとスリッパ履きには奇異に感じた。また議場の温度十八度は冷えず（外気温との差は五度が適温）である。

高い傍聴席から町長を始め、答弁補佐役の各課長がずらり、背中だけが見える議員諸氏、そのネームプレートも見えにくい。明るさがたりないのだろうか、改善の要ありと感じた。傍聴席入口においてある資料は表題のみで、非常に不親切だ。内容を簡易に記入してもらいたい。また席には机がない、小さくていいから筆記できる椅子を設置してほしい。議会の開会宣言から始まり議案の説明、質疑、討論を聞きながら何かむなしさがこみあげてくる場面もあった。何かわけありと感じ取れたが、町民が望んでいる小さなこと、トイレ、ちり箱の設置が認められなかった。議員諸氏の心が一つになればと、やりきれぬ気分をあげわったことも事実である。

平成14年第2回岡垣町議会定例会審議日程表

会期	月	日	曜	開議時刻	摘要	備考
第1日	6	7	金	午前9時30分	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・提案者の提案理由説明 ・議案に対する質疑 ・委員会付託 ・討論 ・採決	初日
第2日	6	8	土	※※※※※※※※	休会	
第3日	6	9	日	※※※※※※※※	休会	
第4日	6	10	月	午後1時30分	経済建設常任委員会	農業委員会
第5日	6	11	火	午前9時30分	総務常任委員会	一般質問
第6日	6	12	水	午前9時30分	文教厚生常任委員会	
第7日	6	13	木	午前9時30分	全員協議会	
第8日	6	14	金	午前9時30分	全員協議会	
第9日	6	15	土	※※※※※※※※	休会	
第10日	6	16	日	※※※※※※※※	休会	
第11日	6	17	月	午前9時30分	中心市街地活性化に関する調査特別委員会	
				午後1時30分	中西部地域観光開発に関する調査特別委員会	
第12日	6	18	火	午前9時30分	連合審査会	
				連合審査会終了後	全員協議会	
第13日	6	19	水	午前9時30分	一般質問	
第14日	6	20	木	午前9時30分	一般質問	
				一般質問終了後	広報委員会	
第15日	6	21	金	午前9時30分	・委員会報告 ・委員長に対する質疑 ・討論 ・採決 ・閉会	最終日

※ 都合により日程を変更する場合があります。

初めての議会傍聴を終えて、将来の議会運営に期待することを一言！「肩のこらない自分の心とことばで話せる議会」ならさぞかし楽しかろう……場の雰囲気こわしがあってもよし、落語調もなおよし、お膳にのせられたペーパー読みは改善すべき。

野間四区 鈴木 美代

編集後記

今年例年より梅雨明けが遅く、台風も多く発生しています。さいわいなことにこれまで福岡県地方の直撃はありませんでしたが、各地で大きな被害が発生しています。気象庁の予想では、これからも多くの台風が発生することです。備えには万全を期してください。

ところで、国会では重要法案山積みの中、鈴木宗男議員事件、田中真紀子議員の秘書給与流用疑惑など連日マスコミをにぎわわせています。早急な正常化を望むところで

当町の6月議会も無事終了しました。これまで情報公開条例、政治倫理条例などが制定され、市民オンブズマンによる請求も行われています。このようなことから町民の議会に対する関心も高まり、傍聴人の数も年々多くなっています。

議会でも議案等に対する質疑・答弁も以前に増して活発化しています。ぜひ一度議会傍聴に来ていただいて、意見、感想などを聞かせて下さい。

来年は統一地方選挙です。任期は余すところ八ヶ月です。議員は町民の信託に応える義務があります。襟をただし、全力を尽くします。

〈山田 隆一〉

議会広報委員会

- 委員長 下川路 勲
- 委員 勢屋 康一
- 委員 大堂 圀治
- 委員 矢島 恵子
- 委員 山田 隆一